



シリーズ209

高めよう！ 人権意識

心のかけ橋

関人権推進課
(☎928-1006)

なくそう！子どもへの虐待

子どもの権利を中心にした内容へ

5月27日、児童福祉法などの一部を改正する法律が成立し、「全ての子どもが適切な養育を受け、愛され保護されること、心身の健やかな成長や発達、自立等を等しく保障される権利を有する」と明記されました。この権利を実現するためには、保護者はもちろんのこと、国や地方公共団体、地域住民など子どもに関わる全ての人の取り組みや協力が必要です。

しつけを名目にした虐待の禁止

しつけを名目にした児童虐待が後を絶たないことから、児童虐待の防止に関する法律が改正され、「親権を行う者は、子どものしつけに際し

て、監護及び教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならない」と具体的に明記されました。力によるしつけは、子どもの精神や発達に悪影響を及ぼす可能性があるため、体罰によらない子育てを行う必要があります。



オレンジリボンチームが、夏まつりの「二上りおどり大会」に出場し、児童虐待防止を呼びかけました

地域で子育ての輪を広げましょう

児童虐待は、保護者に子育ての知識が不足している場合、病気や経済的な困窮が原因で適切な子育てができない場合、孤立して相談相手がないために育児ストレスを抱えている場合など、さまざまな要因が重なって起こるといわれています。

一人で思い詰めてしまつ前に、周りに育児の相談をしたり、保護者同士で交流を深めたりすることが悩みの軽減などにつながります。一人で苦しんだり、悩みを抱えたりしないで、まずは相談してみましよう。また、児童虐待の未然防止や早期

発見・対応を行うには、地域で日頃から声をかけ合い、孤立させないことが大切です。子どもは地域全体で温かく見守り、育てましよう。「虐待かも？」と感じたら、相談窓口^{いちはやく}に電話してください。相談は子どもを守るだけでなく、保護者を支援することにもつながります。

相談窓口

- 子育て支援課 ☎928-1258
- 広島県東部こども家庭センター (児童相談所) ☎951-2340
- ※月～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間対応)
- 最寄りの児童相談所へつながります
- ※相談は匿名でも可能です

児童虐待防止啓発講演会
「しつけと体罰の違いは？叩かない子育てを考える」

時 11月22日(火)午後2時～3時30分
所 県民文化センターふくやま
▽講師：八重樫牧子(市立大学教授)
関子育て支援課 (☎928・1258)

人権は 差別をなくす 合言葉